

てを站戸に於て負擔したるには非ず、站戸より徴收するものの外、もとより政府自らも之を辨じたるものなること『元史食貨志』等の記載に詳らかなり、要するに僅少の戸數よりなれる站戸に對して、一般と同等なる負擔に任じて站の維持に務めしむるを原則とし、それ以上の費用はもとより政府に於て之を支出するものなりしなり。

二 站の種類 以上は元代に存せし站に關して、其の大體を記述したるものにして、而して站の中、特に馬站と稱するものみに止まれり。然れども元代の站は決して馬站のみに限れるに非ず、此の外にも歩站ありて馬によらずして歩行するものあり、或は河海湖水の如きを使用し得べき地方には所謂水站なるものありて、船車の設備あり或は牛站なるものありて重に貨物の輸送に任じ、或は驛站なるものありて、坐轎・臥轎を具へてまた行旅の要に應じ、更にまた遼陽等處行中書省所轄の中には狗站と稱するものもありて、狗を使役して以て輸送のことに當りしものもあり。されども此等の諸站の中最も重要なものは即ち馬站にして、其の數の多きことも亦た諸站等の比に非ず、されど今茲にはただ此の馬站のみを記して他は一切省略に従ふべし。馬站の目的が重に使節・官人の來往を速やかにせんとするに比して、他の諸站が重に物資の輸送に任じ（水站及び歩站は必ずしも此の限りに非ず）、従つて其の設備する所、或は車あり、或は驢あるが如き相違の外は、其の統轄、責務等に於てはほぼ相異なる所なきなり。

三 今日站と稱するもの

元亡びて明の代となるや站赤の語は廢せられて郵驛となり、従つて站はまた驛と稱せられぬ。『大清律輯註』に記して曰く、「按秦有廐、置乘傳副車食厨、漢初受秦不改、後漢但設騎置、而除廐律、此後無考、唐律皆散見于各